

## 質問回答

2018年2月5日

「ミャンマー国住宅金融拡充事業実施促進支援【有償勘定技術支援】」

(公示日:2018年1月24日 / 公示番号:170889)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P1. 第2業務の目的・内容に関する事項 1. 業務の背景第6段落及び 5. 実施方針及び留意事項 (6)	1. 業務の背景第6段落の「MEB から PFI への転貸を介した長期資金のツーステップローンにより、低中所得世帯へ住宅ローンを供給する」という記載と、「本事業の借入人は MOPF であり、MEB は MOPF と管理委託契約を結ぶ予定である。また、MEB は各 PFI と参加契約を結ぶ予定であるが、それによって MEB から PFI に対して、預金による資金供給 (Fund Transfer by Deposit、以下「FTD」という。) を行う予定である」という記載の対応関係をご説明いただけますでしょうか。具体的には、以下の点をご教示いただけますと幸いです。 ● 上記「管理委託契約」において想定されている内容 (L/A の借入人ではない MEB が円借款資金を PFI に共有できる根拠 (MEB が L/A 上プロジェクト実施機関となるということでしょうか？)	貴見のとおり、L/A において MEB がプロジェクト実施機関となることを明記しています。 また、管理委託契約は、借入人である MOPF から MEB に本事業の事務管理を委託するものであり、MEB の実施機関としての役割が明記されます。
2	P4. 第2業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項 (5)	ステアリング・コミッティやテクニカル・サブコミッティの開催日時・場所等の設定はどの機関が行うのかご教示下さい。また、JICA はオブザーバーとのことですが、これら場合におけるコンサルタントの位置づけについてもご説明下さい。	ステアリングコミッティについては MEB、テクニカルサブコミッティについては DUHD がそれぞれ設定することを想定しています。コンサルタントは各コミッティの開催について MEB 及び DUHD を支援していただくことを想定しています。

3	同上	能力強化に当たって、セミナー、ワークショップ、チュートリアル等を実施することとされていますが、これらの違いについてご教示下さい。また、ここでいうワークショップは業務の内容(10)のワークショップとは別に開催することが求められているのでしょうか。併せてご教示下さい。	セミナー及びワークショップは集合研修であるのに対し、チュートリアルについては各機関でのOJTを想定します。(10)のワークショップは別に開催することを想定しています。
4	P5. 第2業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容(4)	業務運営ガイドラインは、その全部もしくは一部を一般にも公表することを想定していますか。	公表することは想定しておりません。
5	同上	業務運営ガイドラインの緬語版作成支援にあたっては、内容面の正確性を確保するためにも実施機関側に翻訳をゆだねる(当方で翻訳費用を見積もる必要はない)という理解でよろしいでしょうか。	緬語への翻訳も本業務内で行っていただくことを想定しているため、翻訳費用は見積もりに含めてください。ガイドラインは60頁前後を想定しています。
6	同上	コンサルタントの業務内容は、業務運営ガイドラインの作成「支援」とされていますが、作成主体はどの機関になるのでしょうか。具体的には、内容の最終決定、合意形成に向けてのスケジュール管理等はどの機関の責任となるのか、ご教示頂けますでしょうか？	作成主体は実施機関であるMEBとなりますが、最終決定についてはステアリングコミティにより行われることを想定しています。
7	P6. 第2業務の目的・内容に関する事項 6.業務の内容(6)	低価格住宅の質向上の方法として「設計図書及び施工管理・工事監理マニュアル・チェックリスト等の作成支援」が想定されていると理解している。しかし、実際には設計図書作成の前段階として、開発地区ごとに、建物の配置、規模、導入機能などが規定され、これに基づき設計図書及び関連図書が作成されている。そのため、開発地区ごとの建築計画の策定方法やその基準等を再検討することが、住宅の質向上の重要なステップとなると思慮する。指示書には記載されていない、「建築計画の策定方法やその基準等の再検討」を6.業務の内容の(6)の内容	提案していただくことは差し支えありません。

		に追加することを提案することは差し支えないか。	
8	P7. 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (8)	広報ツールについては、提案をした上で案を作成することとなっています。案が採用され、実施に至った場合、そのために必要な費用は、別途ご対応頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また、案の作成に際しては、必要に応じてデザイナー等への再委託を実施しても宜しいでしょうか。	広報ツールの採択は実施機関又は PFI に委ねられるため、作成費用を別途支払うことは想定していません。案の作成を委託することは差し支えありません。
9	P7. 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (9)	「サブローンの契約」として想定されているのは、民間銀行と住宅購入者との間のローン契約との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
10	P7. 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (10)	ワークショップの内容については、住宅政策アドバイザー及びミャンマー側と協議して決定することとされています。従い、現時点では講師謝金や通訳等を含め、ワークショップにかかる費用は見積に含める必要が無いとの理解で宜しいでしょうか。	ワークショップにかかる費用も本見積りに含めていただきます。ワークショップの詳細はおって決定しますが、業務指示書に記載された内容に加え、現時点で JICA が想定している次の前提踏まえ、提案及び見積りを行ってください。 参加者数:30～40名 講師:5名 通訳:要(日 緬)

以上